附則第四条の二第七項第一号中「第二十三条第一項第七号、第八号」を「第二十三条第一項（第七号から第九号まで」に、「、第二十四条の五第一項第二号、第三十四条第一項第十号の二」を「に係る部分に限る。）、第二十四条の五第一項（第二号に係る部分に限る。）、第三十四条第一項（第十号の二に係る部分に限る。）」に改め、同条第十三項第一号中「第二百九十二条第一項（第七号から第九号まで」に、「、第二百九十五条第一項第二号」を「に係る部分に限る。）、第二百九十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）、第三百十四条の二第一項第十号の二」を「第三百十四条の二第一項（第十号の二に係る部分に限る。）」に改める。

附則第九条の十二の見出し中「犯則取締り」を「犯則事件の調査及び処分」に改め、同条中「第七十二条の九十六から第七十二条の九十九まで」を「第一章第十六節」に、「国税犯則取締法」を「国税通則法第十一章」に改める。

附則第十二条の二第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第四号イ⑵及び第五号ロ中「百分の百三十」を「百分の百四十」に改める。

附則第十二条の二の二第二項中「ガソリン自動車（車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるものに限る。）」を「次に掲げる自動車」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項各号を次のように改める。

一　次に掲げるガソリン自動車

イ　乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

⑴　次のいずれかに該当すること。

ⓘ　平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

ⓘⓘ　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

⑵　エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上であること。

ロ　車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

⑴　次のいずれかに該当すること。

ⓘ　平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

ⓘⓘ　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

⑵　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

二　石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で総務省令で定めるもの

イ　次のいずれかに該当すること。

⑴　平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

⑵　平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ　エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の二第三項から第八項までの規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第一号イ⑵を次のように改める。

⑵　エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第十二条の二の四第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第五号イ⑶中「百分の百九十五」を「百分の二百」に改め、同条第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第一号中「附則第十二条の二の二第二項」を「附則第十二条の二の二第二項第一号」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　次に掲げるガソリン自動車（平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

イ　乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

⑴　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

⑵　窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

⑶　エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九十五を乗じて得た数値以上であること。

ロ　車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

⑴　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

⑵　窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

⑶　エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の四第二項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　附則第十二条の二の二第二項第二号に掲げる石油ガス自動車

附則第十二条の二の四第三項から第五項までの規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第二号イ⑶中「百分の百三十八」を「百分の百五十」に改める。

附則第三十一条第一項及び第二項中「第六款」を「第五款」に改め、同条第三項中「本項」を「この項」に、「第三章第八節第六款」を「第三章第八節第五款」に改める。

附則第三十三条の二第三項第一号中「第二十三条第一項第七号、第八号」を「第二十三条第一項（第七号から第九号まで」に、「、第二十四条の五第一項（第二号に係る部分に限る。）、第二十四条の五第一項第二号、第三十四条第一項第十号の二」を「に係る部分に限る。）、第二百九十五条第一項（第七号から第九号まで」に、「、第二百九十五条第一項第二号」を「に係る部分に限る。）、第二百九十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）、第三百十四条の二第一項第十号の二」を「第三百十四条の二第一項（第十号の二に係る部分に限る。）」に改める。

附則第三十三条の三第三項第一号中「第二十三条第一項第七号、第八号」を「第二十三条第一項（第七号から第九号まで」に、「、第二十四条の五第一項（第二号に係る部分に限る。）、第二十四条の五第一項第二号、第三十四条第一項第十号の二」を「に係る部分に限る。）、第二百九十二条第一項（第七号から第九号まで」に、「、第二百九十五条第一項第二号」を「に係る部分に限る。）、第二百九十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）、第三百十四条の二第一項第十号の二」を「第三百十四条の二第一項（第十号の二に係る部分に限る。）」に改める。

附則第三十四条第三項第一号中「第二十三条第一項第七号、第八号」を「第二十三条第一項（第七号から第九号まで」に、「、第二十四条の五第一項第二号、第三十四条第一項第十号の二」を「に係る部分に限る。）、第二十四条の五第一項（第二号に係る部分に限る。）、第三十四条第一項（第十号の二に係る部分に限る。）」に改め、同条第六項第一号中「第二百九十二条第一項第七号、第八号」を「第二百九十二条第一項（第七号から第九号まで」に、「、第二百九十五条第一項第二号」を「に係る部分に限る。）、第二百九十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）、第三百十四条の二第一項第十号の二」を「第三百十四条の二第一項（第十号の二に係る部分に限る。）」に改める。